

自治体消防70年の歩みと今後の課題

第10回 広域応援体制の整備（後編）／消防力の変遷と課題（前編）

東京理科大学総合研究院 教授

小林 恭一

平成27年（2015年）5月、ネパールで活動する国際消防救助隊

平成28年（2016年）全国消防操法大会（長野大会）

11 広域応援体制の整備（後編）

11. 6 国際消防救助隊の整備

日本の経済力が世界の中で注目されるようになると、経済力に見合った国際貢献を行うことが必要であるとの論議が国の内外でなされるようになった。

このような中、昭和60年11月にコロンビア共和国でネバド・デル・ルイス火山の噴火による泥流災害が発生し、この災害への対応をめぐる議論等を契機として、消防庁は、このような活動に積極的に対応することとした。昭和61年3月、全国の消防救助隊員からなる「国際消防救助隊（International Rescue Team of Japanese Fire-Service：略称“IRT-JF”：愛称“愛ある手”）」を整備し、同年8月に、カメルーン共和国の有毒ガス噴出災害に対して初めて国際消防救助隊を派遣した。

その後、昭和61年10月のエルサルバドル共和国の地震災害への国際消防救助隊の派遣実績などを踏まえ、昭和62年9月には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が制定された。法律施行後は、国際消防救助隊は、同法に基づく国際緊急援助隊の救助チームの一員として派遣されることと

なった。

我が国は自治体消防制度であるため、外国で大災害が発生した場合に即座に国際消防救助隊を編成して派遣するためには特別な仕組みが必要である。このため、あらかじめ77消防本部に所属する救助隊員（平成28年現在599人）を消防庁に国際消防救助隊員として登録し、速やかな派遣に備えた準備体制を整備している。

消防庁では、円滑な派遣活動が行えるようにするとともに、登録された国際消防救助隊員に対して、海外被災地での活動において必要とされる知識、技術（手法）の共有及びチームビルディング（連携）の向上を図るため、全国規模の訓練やセミナー、国際消防救助隊指導員会議などを行っている。

日本の国際緊急援助隊救助チームは、平成22年3月に救助活動に関する国際的な能力評価（IEC：INSARAG（国際捜索・救助諮問グループ））において、最高分類であるHeavy（ヘビー）」の評価を初めて受けた。その後、平成27年3月に更新評価を受検し、再び「Heavy（ヘビー）」の評価を受けている。

「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」施行の後、国際消防救助隊としては、最初の派遣である平成2年6月のイラ

《消防コラム》

イラン地震派遣国際消防救助隊総括官の経験

平成2年6月にイランで死者20万人とも言われるマグニチュード7クラスの地震が発生し、当時の木村仁消防庁長官の指示で、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の施行後初めて、国際消防救助隊が派遣されることになりました。当時予防専門官だった私は、突然、同隊の「総括官」に指名されました。隊員は東京消防庁から鎌倉弘幸隊長以下5名。翌日ゴルフの約束をしていた小山貞警防部長と連絡をとり、深夜警防部長室にうかがい、不安の中で打ち合わせ。そこで、無事を祈って酌み交わした一杯のことは、今でも語り草です。

当時はまだマニュアルもなく、関係者が皆手探りしながら徹夜で準備して我々を送り出してくれました。特に、出発までの短い時間に装備資機材を完璧に整えてくれた東京消防庁の組織力には感心しました。この時の経験を活かして、その後、成田やシンガポールなどに、必要な

資機材が予め準備されるようになりました。

同法施行後初めての派遣とあって、医療チームの団長は山本保博日本医科大学教授。NHKの同行取材のリーダーは山崎登さん（現国土館大学防災・救急救助総合研究所教授）という豪華メンバーでした。出発から帰国までハプニングの連続でしたが、国旗を携行して宿営地に掲げること、日本の救助隊として統一した制服を揃えること、衛星無線で本国と連絡を取れるようにすることなどは、身にしみた反省事項で、その後の整備に活かされています。当時の行動の詳細は、近代消防などに寄稿していますので、興味のある方は私のアーカイブ http://gcoe.tus-fire.com/archive_cms/kobayashik/?cat=49&paged=2 をご覧ください。

（小林恭一）



ン・イスラム共和国の地震災害救助から、平成29年9月のメキシコ地震の災害救助まで、計18回にわたって派遣実績を積み上げ、国際協力の実績を上げるとともに、関係する消防職員の士気の高揚に大いに貢献することとなった¹⁾ 及び¹⁴⁾。

12 消防力の変遷と課題(前編)

12. 1 常備消防

常備消防は、平成29年4月1日現在では、全国に732消防本部、1,718消防署が設置されている。消防職員は16万3,814人であり、うち女性職員は4,802人である¹⁾。

常備消防の組織、人員の変遷は図8のとおりである。

12. 2 消防団

(1) 消防団の現状

消防団は、地域密着性、要員動員力、即時対応力などの特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防御等を、国民保護の場合には避難住民の誘導等を行うこととなっている。特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあっては、消防団が消防活動を全面的に担っているなど、地域の安全・安心確保のために果たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等地域に密着した活動を展開しており、地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

消防団の組織、人員の変遷は図9のとおりである。

平成29年4月1日現在、消防団は全ての市町村に設置されており、全国の消防団数は2,209団、消防団員数は85万331人である¹⁾。

(2) 消防団の課題

消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割がますます大きくなっているが、全国の多くの消防団では、社会環境の変化を受けて次のような様々な課題を抱えている。

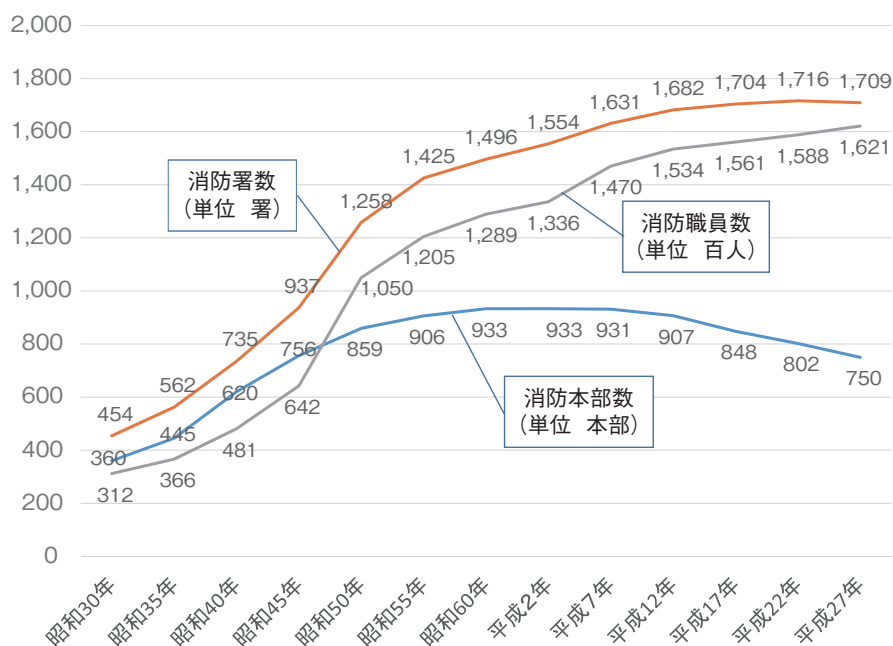


図8 常備消防体制の推移 (昭和30年～平成27年) (消防白書より作成)

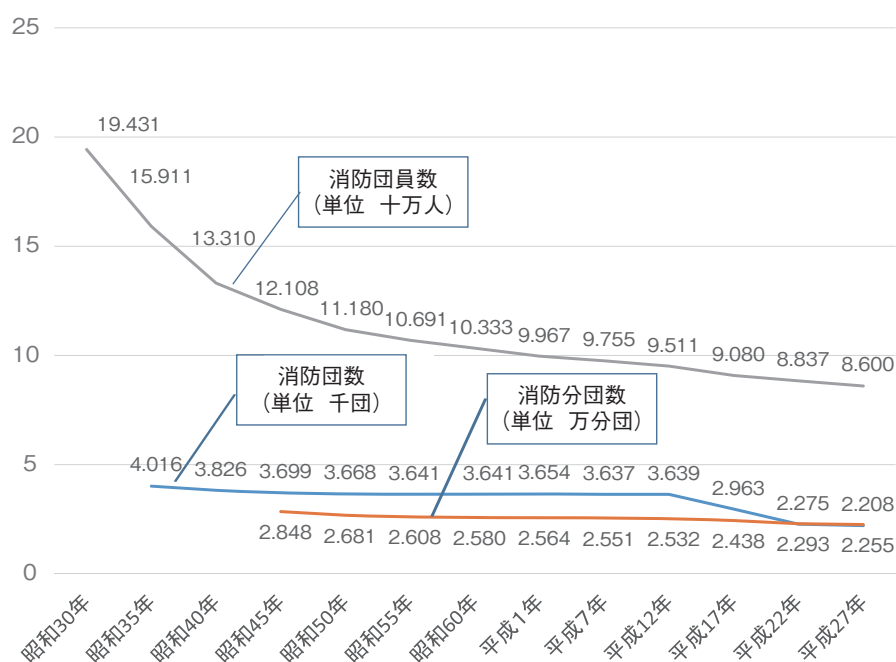


図9 常備消防体制の推移 (昭和30年～平成27年) (消防白書より作成)

ア 消防団員数の減少

イ 消防団における被雇用者の増加

ウ 消防団員の平均年齢の上昇

エ 女性の採用

消防庁では、このような状況を踏まえ、消防団の充実強化を図るため、様々な施策を講じてきた。

たとえば、女性消防団員の活動をより一層、活性化させるため、平成6年から「全国女性消防団員活性化大会」を開催しており、平成17年1月には、消防団組織・制度の多様化策として、地域住民・被雇用者・女性が参加しやすい

よう、特定の活動にのみ参加する「機能別団員」や「機能別分団」などの制度を導入し、平成19年4月には、「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を創設している¹⁶⁾。

また、被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっているため、平成18年度から「消防団協力事業所表示制度」を導入し、その普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入促進を図っている。

(3) 東日本大震災と消防団

平成23年3月の東日本大震災において、被災地の消防団員は、自らも被災者であるにもかかわらず、また、屯所や消防車両等が損壊するなど、人的、物的にも甚大な被害を受けたにもかかわらず、水門等の閉鎖、住民の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の搜索、発見されたご遺体の搬送・安置、さらには信号機が機能しない中での交通整理、夜間の見回りまで、実に様々な活動に献身的に従事した。一方で、地震発生直後からこれらの活動に従事するなどしていた消防団員254人が津波により死亡・行方不明となったことは痛恨の極みである。この経験を踏まえ、平成26年6月には、消防庁により「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル(例)」が作成されるなど、その後の消防団の活動や装備のあり方にも大きな教訓を残すこととなった¹⁵⁾。

(4) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立

以上のような状況に鑑み、平成25年12月、議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(「消防団等充実強化法」)が成立した。この法律は、東日本大震災をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることにかんがみ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全に資するために制定された。

この法律では、

- ① 防災力の充実強化に関する計画の策定
 - ② 消防団の強化
 - ③ 国及び地方公共団体による消防団への加入の促進
 - ④ 公務員の兼職の特例
 - ⑤ 事業者・大学等の協力
 - ⑥ 消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等の消防団の活動の充実強化
 - ⑦ 地域における防災体制の強化
- について規定されている。

(5) 消防団充実強化対策本部による施策

この法律を受け、消防庁では同年12月、「消防団充実強化対策本部」を設置し、以後、同本部のもと以下のような施策を次々に講じ、消防団の充実強化策にいっそう力を入れて取り組んでいる¹⁶⁾。

まず、平成25年11月から平成27年2月にかけて、3回にわたり、総務大臣から全ての都道府県知事及び市区町村長あてに書簡を送付し、地方公務員をはじめとした消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の処遇改善などについて依頼した。また、平成27年2月には、日本経済団体連合会などの経済団体あてにも書簡を送付し、消防団活動に対する事業者の理解と協力を呼び掛けている。

平成26年2月には消防団の装備の基準を改正するのに併せて地方交付税を大幅に拡充し、消防団の装備の基準に基づく数が集中的・計画的に配備されるよう措置した。

また、平成26年4月には政令を改正し、消防団員に支給される退職報償金を全階級一律5万円(最低支給額20万円)引上げるとともに、消防団員の年額報酬及び出勤手当についても、活動内容に応じた適切な支給を地方公共団体に働き掛け、特に支給額の低い市町村に対して引上げを要請した。

さらに、平成26年11月には、消防審議会の中間答申等を踏まえて消防庁次長通知を発出し、地方公共団体における取組内容を以下のように具体的に示している。

- ① 消防団協力事業所に対する減税措置等の支援
 - ② 高校生の消防活動への理解の促進等
 - ③ 消防団の装備の改善
 - ④ 消防団員の報酬の引上げ
 - ⑤ 消防団員の定年年齢の引上げ等に係る措置
 - ⑥ 在勤者・大学生等の消防団への入団に係る条例改正
 - ⑦ 消防団活動を実施した大学生等に対する認証制度導入による就職活動支援
- 「〇〇市(町村)学生消防団活動認証制度実施要綱(例)」の提示
- ⑧ 消防団で活動した大学生等の卒業後の消防団活動の継続への配慮
 - ⑨ 高校生の消防活動への理解の促進等
 - ⑩ 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの早期策定

(続く)

【参考文献】

- 1) 消防白書(平成29年版)
- 14) 例解救急救助業務10訂版
- 15) 東日本大震災記録集(平成25年3月 総務省消防庁)
- 16) 消防白書(平成26年版)特集2「消防団等地域防災力の充実強化」